

1 . 実現化方策の構成・考え方

景観計画の実現に向けて、実現化方策として具体的な施策（推進施策）と推進体制やスケジュール（推進体制・スケジュール）を以下に定めます。

2 . 推進施策

1) 景観法・関連法令等を活用した都市景観の形成

景観法制定にあわせ、関連する多くの法律が改正されています。このため、関連法も活用し、景観形成の視点から総合的なまちづくりを積極的に推進します。

この景観計画をベースにまちづくり制度（自主まちづくり計画[#]、景観形成地区[#]、地区計画[#]、建築協定[#]等）の見直し、体系整理を行います。また、市民参画による景観評価（景観アセスメント[#]、デザインレビュー[#]等）の仕組みについても検討を行います。

(1)地区の個性を活かした都市景観の形成

景観形成上重要な地区、土地利用転換等にあわせ景観整備が求められる地区などにおいて、地区レベルの景観誘導施策を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

地区プランの策定

景観計画（土地利用類型別景観形成方針・基準等）をベースに、地区毎のより詳細な景観づくりの考え方を示す地区プランを策定・提示し、地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的にすすめます。策定した地区プランを素材に景観計画の充実（特定地区の指定等）や建築行為等の景観誘導に取り組みます。また、地域の文脈、景観形成の作法等をわかりやすく伝えるガイドラインを作成します。

景観地区[#]の指定

若宮大路を中心とした市街地、ベルトや拠点に位置づけられた場所など、特に魅力的な都市景観の形成が求められる地区を景観地区として指定し、建築物の形態意匠や高さの最高限度などを定め、市街地の良好な景観誘導を図ります。

地区計画制度の活用

地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が同時に求められる場所においては、地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。また、市独自や任意の制度（自主まちづくり計画、景観形成地区、住民協定[#]等）によりまちづくりに取り組んでいる地域においては、法的位置づけのある景観計画（特定地区の指定等）や地区計画への移行をめざします。

高度地区[#]の指定

良好な居住環境の保全や、既成市街地における魅力的な都市環境・都市景観の形成を図るため、高度地区の指定を積極的に行い、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導を行います。

特別用途地区[#]の活用

土地利用の純化によるまとまりある都市景観の形成を図るため、特別用途地区の活用に

取り組みます。景観法による規制・誘導施策（景観計画・景観地区）は、建築物の用途を定めることができないため、景観法の活用にあわせ特別用途地区の併用についても検討します。

市街地の緑の創造

周辺の山並みと調和した、緑豊かな市街地の創造をめざし、緑化地域[#]や緑地協定[#]などを活用し、都市の緑と市街地のまち並みが一体となった都市景観の形成をすすめます。また、市街地の良好な景観を形成する屋敷林などの価値を明確にし、土地利用転換等が行われる際に既存樹木が保存されるような仕組みの検討も併せて行います。

(2)景観資源を核とした都市景観の形成

歴史的・文化的・自然的資源など、本市固有の都市景観をより印象的なものとしている景観資源の保全とともに、これらの景観資源との調和に配慮した周辺のまち並み形成に取り組みます。

歴史的風土保存区域や風致地区の活用

古都保存法により指定された歴史的風土保存区域を継承し、歴史的風土の保存を図ります。また、緑地としての活用も含めた、樹林管理や防災対策についても検討をすすめます。風致地区においては、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域等の活用

市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域等の制度を活用した緑地の保全をすすめます。

歴史的建造物の保全と活用

現行の景観重要建築物等の制度を継承し、さらに景観法、都市緑地法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、本市独自の保全・活用手法の検討を行います。

眺望景観の保全・創出

本市の地形的な特性を視覚的に認識することができる、優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めていくため、眺望景観の視点からの都市景観の形成に積極的に取り組みます。このため景観法その他、都市計画法（高度地区）、建築基準法（総合設計制度）との連携による効果的な規制・誘導施策の検討に取り組みます。

地域資源の保全と整備

石碑、道標、道祖神や樹木、優れた生垣、屋敷林、十橋・十井・五名水などを地域景観資源と位置づけ、地域住民との価値観の共有に努めます。市民・NPOとの協働により、これら景観資源の保全・整備手法の検討に取り組むとともに、地域の景観づくりの拠りどころとして活用します。

かまくら景観百選の活用

平成11年に選定したかまくら景観百選のPRを通じて「鎌倉らしい景観」、「鎌倉の景観を構成する重要な要素」を多くの市民に伝えます。また、かまくら景観百選に選定された風景の維持・継承、景観資源としてまちづくり、景観づくりへの積極的な活用に向けた施策展開に取り組みます。

データベースの作成

歴史的建造物をはじめとする景観資源のデータベースを作成します。

屋外広告物の規制誘導

「第4章5．屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」及び神奈川県屋外広告物条例に基づき適正な規制・誘導を行います。また、市独自の屋外広告物条例の制定により、歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った広告物の誘導をめざします。

2) ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進

良好な都市景観の形成をすすめるためには、行政が先導的役割を果たすことが必要です。このため公共事業の実施にあたっては、都市景観の形成の視点から魅力ある空間創出をめざします。

特に構造別景観形成の方針で示した4つのベルト、3つの拠点においては、公共施設管理者や地域住民とともに景観づくりの考え方（公共施設の整備計画や景観づくりのルール策定等）を共有するとともに、重点的に整備に取り組みます。

(1) 快適なみちづくり

快適で魅力的な道路空間の創出が都市のイメージを高めることから、無電柱化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出など、公共施設による先導的な景観整備をすすめます。また、鎌倉の歴史性・文化性を活かし、市民や観光客にわかりやすく美しい公共サインの整備をすすめ、道路空間の魅力を高めます。特にベルトや拠点においては、神奈川県等公共施設管理者と連携し、市民等の意見を聴きながら、魅力ある道路空間創出のための整備方針を策定します。また、オープンカフェの実施など道路空間を活用したまちの活性化の検討を行います。

(2) 水辺の環境づくり

河川の親水空間の整備や、生態系の回復などをすすめ、親しみのある河川環境の創出を図ります。また、河川沿いをプロムナードとして整備し、水に親しめる歩行空間の整備を図ります。海岸沿いにおいては、自然と歴史が融和した原風景の継承・回復や海との関わりの中で形成されたまち並みの修景整備、国道134号沿道の顔づくりなど、海浜風致と一体となった景観の保全・整備・創造を図ります。特にベルトや拠点においては、神奈川県等公共施設管理者と連携し、市民等の意見を聴きながら、魅力ある河川・海浜景観創出のための整備方針を策定します。

(3) みどりのまちづくり

市街地における緑の回復と創造を図るため、良好な屋敷林や樹木の保全に努めるとともに、市街地の緑化に努めます。特に、生垣の推奨や街路樹、グリーンベルトの整備により、道路緑化の推進を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。

(4) 魅力的な建物づくり

鎌倉らしい都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、鎌倉の顔にふさわしい格調高い魅力的なデザインとします。また、公共施設の緑化推進により、地域の中心的施設にふさわしい施設整備をすすめます。

3) 市民・NPO・事業者との協働・支援

地方分権の推進により、様々な施策展開が市民に身近なレベルで実施され、市民・NPO・事業者の行政への参画の機会も拡大されています。今後は、市民・NPO・事業者・行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いていきます。

(1) 景観づくり賞[#]の実施

景観づくり賞の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO・事業者等の活動を顕彰するとともに、様々な活動主体を有機的に結びつけるような支援を行います。

(2) シンポジウム、講演会の開催

都市景観の形成をすすめるため、シンポジウム、講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催や市政情報宅配便[#]を継続的に実施します。また、市民・NPO等によるシンポジウムやセミナーの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。

(3) 市民活動の支援

市民・NPOの活動をさらに発展させ、都市景観の形成に主体的に取り組むことが可能となるような組織の育成を図ります。また、提案制度（都市計画法、景観法）の積極的な活用や市民・NPOによる景観づくり推進のための支援制度の充実を図ります。

3. 推進体制・スケジュール

1) 市民・NPO・事業者・行政の協働による景観づくり

これまでの公共事業や大規模開発による景観整備から、今後は個別の建築行為や地域の環境改善といった、協議・調整型の景観形成が中心となることが想定されます。このため、市民・NPO・事業者・行政の参画と協働により都市景観の形成に取り組みます。

地区レベルの景観形成に際しては、専門家の派遣等、市民の主体的な活動の支援を行います。

【景観協議会[#]】

景観重要公共施設の整備に関する事項の検討など、様々な主体（施設管理者、周辺住民等）間の調整を効果的に行うため景観協議会を設立します。景観協議会では、施設の整備に関する事項や周辺の景観づくりのルール（特定地区の指定等）の検討の他、イベントの企画・運営など、都市景観の形成に関する市民意識の醸成などにも積極的に取り組みます。

【景観整備機構[#]】

市民やNPOの主体的な都市景観の形成の取り組みを支援するため、景観形成に関わるNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定します。景観整備機構は、景観重要建造物・樹木の管理の他、住民の合意形成に向けたコーディネートの役割に期待します。現時点では、（財）鎌倉風致保存会などの活動が期待されますが、他の景観形成に関する市民団体も景観整備機構となるよう積極的に支援を行います。

2) 行政の推進体制

公共施設整備や開発事業にあわせ、効果的に景観整備をすすめるために行政内部の調整を横断的に行う検討組織の強化を図ります。また、必要に応じて国や県、その他関係機関との連携体制を整え、効率的に魅力ある都市景観の形成に取り組むことが可能となるような体制を整えます。

3) 推進スケジュール

推進施策の実施にあたってのスケジュールは、短期にその実施を目指すもの（短期目標 H19～H23）と中・長期的に実現に向けた検討を行うもの（中・長期目標 H19～H28）に分類し、計画的な施策の展開を順次図ります。

4) 事業評価

実現化方針に示した推進施策を的確に推進するためには、施策の進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を明らかにし、市民と行政が共有することが必要です。このため、年度毎に施策の達成状況を公開し、審議会や市民の方々の意見を伺います。そして、審議会や市民の方々からの意見をふまえ、施策の方向を随時見直していきます。

都市景観形成の推進スケジュール

		短期 2007～2011 (H19～H23に実施)	中・長期 2012～2016 (H24～H27実施に向けた検討)
地区の個性を活かした都市景観の形成 景観法の活用 地区プランの策定 景観地区の指定 地区計画制度の活用 高度地区の指定 特別用途地区の指定 市街地の緑の創造		まちづくり制度の見直し 景観計画策定 景観条例改正 地区プラン策定 → 地区住民との協議 → ガイドライン作成 指定に向けた検討 → 地区指定 指定に向けた検討 窓口の一元化・助成制度の充実 指定に向けた検討 → 地区指定 指定に向けた検討 運用	市民参画による景観評価の仕組み検討 指定に向けた検討
景観資源を核とした都市景観の形成 歴史的風土保存区域や風致地区の活用 特別緑地保全地区の指定 首都圏近郊緑地保全区域の活用 歴史的建造物の保全と活用 地域資源の保全と整備 眺望景観の維持・保全 かまくら景観百選の活用 屋外広告物の規制誘導		歴史的風土特別保存地区の拡大 風致保全計画の策定 特別緑地保全地区の指定 近郊緑地特別保全地区の指定 歴史的建造物の保全活用 保全活用手法の検討 地域資源マップの作成 ガイドラインの作成 普及啓発 → 定点観測 規制・誘導 市条例制定の検討・策定	拡大に向けた検討・拡大 指定に向けた検討・拡大 拡大に向けた検討・拡大 データベースの作成 保全活用手法の検討 保全活用手法の検討 指定に向けた検討
ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進			
快適な まちづくり	うるおいのあるまちづくり 美しい公共サインの充実 無電柱化の推進 ポケットパークの創出	特定経路の整備 公共施設管理者との協議の場の設置 公共サインの維持・管理 調査・検討 → 事業実施 → 無電柱化 要 請	オープンカフェなど道路空間を活用したまちの活性化 ストリートファニチャーの整備 公共事業における早期からの市民参画の検討
水辺の 環境づくり	親水性のある河川環境の創造 うるおいある水辺空間の創出 快適な海浜景観の整備と創造	公共施設管理者との協議の場の設置 公共施設管理者との協議の場の設置 指定管理者制度による適正な維持管理 駅前広場の魅力向上 道路緑化の推進 → 維持管理 適正な維持管理	水質の向上・親水性の向上・生態系の保全 橋のデザイン的配慮・プロムナードの整備 十井・十橋・五名水などの保全活用への検討 公共事業における早期からの市民参画の検討
みどりの まちづくり	都市公園・広場等の整備 道路緑化の推進		
魅力的な 建物づくり	魅力的な公共建築物づくり		
市民・NPO・事業者との協力・支援 景観づくり賞の実施 シンポジウム・セミナーの開催 都市景観形成活動への支援		実施・広報 親子景観セミナーの実施、市民・NPOによるシンポジウムの開催 市民活動支援・育成	
事業の評価		施策実施の評価・施策の方向見直し	